

令和7年度 京都大学 CF プロジェクト奨学金（在学採用）

募集要項

CF プロジェクト：Create the Future Project

1. 趣旨・目的

京都大学 CF プロジェクトは、建築家の安藤忠雄氏、株式会社ニトリホールディングス会長の似鳥昭雄氏をはじめとする方々の御賛同とご支援をいただき、立ち上がったプロジェクトです。

CF プロジェクトでは、民間からの寄附金による人材育成基金により、京都大学での多様な分野の優秀な次世代研究者の育成を支援していきます。向学心に富み強い創造心や研究意欲をもつ学生が、経済的理由などでその志を途中であきらめなくてすむようにすることが、CF プロジェクトの目的です。

2. 出願資格等

令和7年4月からの奨学金受給を希望する者で、次の（1）から（3）を満たす者

- （1）本学の正規の教育課程に在籍の者。
- （2）＜別表＞①募集時の学業基準を満たす者（6頁目参照）。
- （3）＜別表＞③家計基準を満たす者（6頁目参照）

ただし、次に該当する者は申請できません。

- ・ 日本学術振興会の特別研究員（DC1、DC2）として研究奨励金の支給を受けている者。なお、特別研究員に申請中の者は、本奨学金に申請可能ですが、特別研究員に採用された場合は、本奨学金の受給資格を失います。
- ・ 大学院教育支援機構 SPRING プログラム又は次世代 AI プログラム（以下「機構プログラム」という。）に採用されている者（機構プログラムとの重複はできません。）。なお、機構プログラムに申請中の者は、本奨学金への申請は可能ですが、機構プログラムに採用された場合は、本奨学金の受給資格を失うことになります。また、機構プログラム支援期間に本奨学金が重複して支給されていた場合は、その間の本奨学金は返金いただくことになります。
- ・ 申請時に休学している者（ただし、休学理由が留学の者を除く）。
- ・ 出願時または出願にかかる学期の開始前6ヶ月以内に京都大学通則第32条第1項（第53条及び第53条の15において準用する場合を含む）の規定による懲戒処分を受けている者及び処分中の者。

なお、出願後、本奨学金の支給決定までの間に懲戒処分を受けた場合は、当該出願資格を無効とします。

在留資格に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の学生は、在留資格等によって申し込みができない場合があります。

出願の際は、「在留資格」及び「在留期限（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります。※1

＜申し込みが可能な在留資格＞※2

法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、家族滞在

※1 法定特別永住者及び永住者の者は、在留期間が記載されている書類の提出は必要ありません。

※2 各資格の詳細な条件は、日本学生支援機構奨学金の申し込み資格に準ずる。

3. 奨学金給付額、支給期間

奨学金の給付額及び支給期間は以下のとおりです。

区 分	出願対象学年	支給額、 支援期間	募集枠、 採用予定者数
4 年制の学部学生※1 支援期間：3、4 年次	学部 3 年次在籍者に限る	月額：5 万円 年額：60 万円 期間：2 年間	ニトリ chair (35 名程度)
6 年制の学部学生 支援期間：4～6 年次	学部 4 年次在籍者に限る	月額：5 万円 年額：60 万円 期間：3 年間	
修士※2・専門職学位 課程学生※3	大学院（修士・専門職学位課程）1 年次在籍者に限る	月額：10 万円 年額：120 万円 期間：最短修業 年限まで	ニトリ chair (11 名程度) 安藤忠雄＋ オフィシャルサポーター chair(12 名程度)
博士後期課程学生・ 博士課程学生（4 年）・一貫制博士課程 学生（3 年次以上）	博士後期課程、博士課程 1 年次在籍者に限る、一貫制博士課程においては、博士後期課程の第 1 年次に相当する年次の在籍者に限る	月額：10 万円 年額：120 万円 期間：最短修業 年限まで	安藤忠雄＋ オフィシャルサポーター chair (6 名程度)

※1 薬学部薬学科（6 年制）へ進級する場合は、3 年次から 5 年次の 3 年間となります。

※2 修士課程には、一貫制博士課程（薬学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、及び総合生存学館）の 1 年次に在籍の者を含みます。なお、この場合の支給期間は一貫制博士課程の 1 年次・2 年次となります。

なお、一貫制博士課程の学生が、3 年次以降も本奨学金を希望する場合は、改めて一貫制博士課程学生（3 年次以上）を対象とする区分に申請する必要があります。

※3 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）を法学既修者枠で選抜され入学した者は、法科大学院 2 年次に配属されますが、1 年次に相当する者として出願することができます。

4. 申請から採用内定までの流れ

申込方法

希望者は、(1)「CF プロジェクト奨学金申請システム」によるウェブ申請、および(2) 申込書類の提出(「CF プロジェクト奨学金申請システム」で作成した「CF プロジェクト奨学金申込書」および必要書類)によって申込み手続きを行ってください(片方の手順のみでは申込は完了しません)。

(1)「CF プロジェクト奨学金申請システム」によるウェブ申請

ウェブ申請期間：令和7年4月25日(金)～5月8日(木)

※ウェブ申請最終日の5月8日(木)までに確定し「CF プロジェクト奨学金申込書」を印刷してください。

※KULASIS(京都大学教務情報システム)のトップ画面ー(画面右下)リンク集「CF プロジェクト奨学金申請システム」を選択してください。

(2) 提出書類

提出期間：令和7年4月25日(金)～5月16日(金)17:00まで(時間厳守・郵送必着)

郵送可(郵送の場合は、レターパックや簡易書留等の追跡可能な郵送方法で【問い合わせ先、申請窓口】に記載の住所へ郵送してください)

※締切間近は、窓口が大変混み合いますので、早めの提出をお願いします。

必要書類	対象者	注意事項
①提出書類チェックシート	全員	
②CF プロジェクト奨学金申込書	全員	※ <u>両面(長辺とじ)印刷したもの(必ず署名)</u> 申請システム確定後、「確定・印刷」ボタンから印刷できます
③家計支持者(父母)の収入に関する証明書(コピー)	全員	令和6年分(源泉徴収票、確定申告書等) 別紙を必ず読むこと
④家計支持者(父母)の市区町村県民税課税(所得)証明書または、非課税証明書(コピー)	全員	令和6年度(令和5年分) 所得と課税(非課税)が記載されていること ※ 無職でも必要
⑤振込先口座の通帳(コピー) ※Web通帳の場合は、キャッシュカードの写しではなく、Webの口座情報の画面を印刷(スクリーンショットでも可)	全員	申請者本人の振込先の口座情報(氏名、金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号)が記載されている部分を提出すること
⑥身体障害者手帳等(コピー)	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合
⑦被災(り災)証明書(コピー)	該当者	火災・風水害等による被災世帯に該当する場合

※学業成績については、現所属学部・研究科より成績情報を取得します。

※①～⑤に不備・不足がある場合は、一切受け付けません。なお、⑥、⑦に不備・不足がある場合

は、該当なしとみなします。また、書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合は受け付けられませんので、必ずマイナンバー部分を隠してコピーしたものを提出してください。

注）1. 大学院生の独立生計は認められません。（原則、父母等の収入で申請してください。ただし、父母等の年収より大学院生本人及び配偶者の年収が上回る場合等は、別途、奨学掛ま
でご相談ください。）

2. 申込書類に不明な点がある場合は、事前に問い合わせてください。

3. 申込時に不備がある場合は、原則受け付けませんが、提出期間中に不備を解消できた場合は、受け付けることがあります。

4. 必要に応じ、その他の書類の提出を求める場合があります。

5. 提出された書類は、いかなる理由があっても一切返却しません。

（3）奨学生採用決定

令和7年7月中旬頃に採用内定者を決定のうえ通知予定です。

※採否結果に関する照会には一切回答することができません。

5. 採用後の手続き等

奨学金の支給は、受給者が指定する預貯金口座に毎月振込予定です。採用決定月までの奨学金（4月～7月分）は、当該年度初回振込時（7月下旬を予定）にまとめて支給予定です。

また、適格認定（家計及び学力）※は、支給期間中の各年度末に予定しています。

※適格認定（家計及び学力）について

本奨学金に採用された者は、支給期間中、毎年、年度末に実施予定の適格認定において、学業基準及び家計基準に関する判定を行い、基準を満たさない場合、次年度の支援を打ち切ります。

適格認定における基準については、家計基準は採用時と同じです。

ただし、学業基準については、＜別表＞②適格認定時の学業基準（6頁目参照）のとおりとします。

6. 注意事項等

（1）他奨学金との併給は可能です（ただし、併給不可の他奨学金を受給中の場合は除きます）。

（2）報告会等のイベントが開催された場合には必ず参加してください。また広報のため、その際に撮影した写真をホームページ等に掲載します。

（3）休学、退学等の異動があった場合は、以下の申請窓口にただちに申し出てください。

（4）奨学金振込後に休学した場合は、休学期間の月額に相当する奨学金支給を返納してもらうことがあります（支援休止）。ただし、休学の理由が留学の場合は、この限りではありません。また、支援休止の場合、支援期間内において復学しなかったときは、受給資格を失います。

※「休止届」「復活届」については、京都大学公式ホームページよりダウンロードしてください。

(5) 次の場合は、受給資格を失います。

- ① 本奨学金の支援期間中に日本学術振興会の特別研究員 (DC1、DC2) として採用された場合
- ② 本奨学金の支援期間中に大学院教育支援機構 SPRING プログラムに採用された場合
- ③ 本奨学金の支援期間中に大学院教育支援機構次世代 AI プログラムに採用された場合
- ④ 退学等により学籍を失った場合
- ⑤ 適格認定 (家計及び学力) において、家計及び学力の認定基準を満たさない場合
- ⑥ 京都大学通則第 32 条第 1 項 (第 53 条及び第 53 条の 15 において準用する場合を含む。) の規定による懲戒処分を受けた場合
- ⑦ その他奨学生として不適当であると認められる場合

※①～④に該当した場合は、直ちに学生課奨学掛まで申し出ること。

(6) 提出書類における虚偽の記載やこの募集要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合、受給した奨学金は返納する必要があります。

(7) 京都大学同窓生向けサービス KUON (<https://www.alumni.kyoto-u.ac.jp/>) に登録し、同窓会活動にご協力をお願いします。

【問い合わせ先、申請窓口】

学務部 学生課 奨学掛

住所：〒606-8501

京都市左京区吉田本町 (総合研究 10 号館)

Tel: 075-753-2495、2480、2481

E-mail: 840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp



場所: 本部構内総合研究 10 号館 1 階 ※●印の位置

①募集時の「学業基準」

募集区分	学業基準
学部学生（３・４年次）	所属学部２年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
６年制の学部学生（４・５・６年次）	所属学部３年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
修士・専門職学位課程学生・一貫制博士課程学生（１・２年次）	修士課程・専門職学位課程に進学したことをもって、学業基準を満たしたこととする。
博士後期課程学生・博士課程学生（４年）・一貫制博士課程学生（３年次以上）	博士後期課程学生・博士課程学生（４年）・一貫制博士課程学生（３年次以上）に進学したことをもって、学業基準を満たしたこととする。ただし、一貫制博士課程学生（３年次以上）に進学した者は、概ね修士修了相当の単位を修得していること。

②適格認定時の「学業基準」

採用区分	学業基準
学部学生（３・４年次）	所属学部３年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
６年制の学部学生（４・５・６年次）	５年次に進級する時は、所属学部４年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
	６年次に進級する時は、所属学部５年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
修士・専門職学位課程学生・一貫制博士課程学生（１・２年次）	所属大学院修士・専門職学位課程の修了に必要な単位数の概ね１／２以上の単位を修得していること。（ただし、本学法科大学院の学生の場合、２年次に進級する時は、修了に必要な単位数の概ね１／３以上の単位を修得していることとし、３年次に進級する時は、修了に必要な単位数の概ね２／３以上の単位を修得していること。）
博士後期課程学生・博士課程学生（４年）・一貫制博士課程学生（３年次以上）	所属大学院において、研究指導計画に基づき、順調に研究が進捗していると認められる者。

③「家計基準」

日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準※を満たす者。または、日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たす者に準じると本学が認めた者。（大学院生は学部生の日本学生支援機構第二種奨学金の基準と同様とする。）

家計基準は、生計維持者（原則父母）の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）から特別控除額等を差し引いた金額（認定所得金額）が世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であること。

※日本学生支援機構の家計基準は令和６年度学部生採用より算定方法が変更されたが、取得可能情報等の関係より従前の令和５年度算定方法を適用。

【日本学生支援機構第二種奨学金 年収・所得の上限額の目安（国公立大学）】

下表は、３人世帯及び４人世帯の年間の収入・所得の上限の目安です。収入基準額は、世帯構成や収入状況によって異なりますので、下表はあくまでも目安となります。

（単位：万円）

世帯人数	通学形態	給与所得者の世帯 ＜年間の収入金額＞	給与所得者以外の世帯 ＜年間の所得金額＞
３人	自宅	1,012	604
	自宅外	1,059	651
４人	自宅	1,096	688
	自宅外	1,143	735

【別紙】申込書類における証明書

書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合、受け付けられません。必ずマイナンバー（個人番号）部分を隠してコピーしたものを提出してください。

【家計支持者（父母等）の収入に関する証明書】

下表から家計支持者（父母等）の所得の種類を確認し、該当する証明書（コピー可）を提出のうえ、証明書の金額をCF プロジェクト奨学金申請システムの「給与」又は「給与以外」に金額を入力してください（一万円未満切り捨て）。

（※令和 7 年分の収入見込で選考を行うため、令和 6 年分の収入証明書を提出していただきます。）

■所得の種類表

	所得種類	証明書類
給与	給料・アルバイト	令和 6 年分給与と所得の源泉徴収票（コピー） ※前年 1 月 2 日以降に転職・就職した者は、以下の特記事項参照
	前年 1 月 2 日以降に転職・就職をした場合	原則、給与支給（予定）証明書（様式 2） ・パート等で賞与がない場合は、直近 3 ヶ月程度の給与明細のコピーでも可。
	年金 ※高齢・共済・遺族・障害・企業・個人等も含みます。	最新の年金受給額が分かるもの（コピー） （最新の年金額改定通知書、年金証書、年金支払通知書など※募集要項 16～19 頁参照） （いずれも受給者名・金額が記載されていること） ※受給されている全ての年金について提出が必要です。 ※受給開始予定者は、年金見込額照会回答票など、試算結果がわかるものを提出してください。 ※源泉徴収票不可
	高齢雇用継続給付金	高齢雇用継続給付金決定通知書（氏名・受給金額が記載/直近 4 ヶ月分）（コピー）
	失業給付金	雇用保険受給資格者証（第 1～4 面まで）（コピー）
	傷病手当金	支払決定通知等の支給額が分かるもの（コピー）
	児童扶養手当	児童扶養手当証書等支給額が分かるもの（コピー）
	個人経営・農林水産業 自由業・営業・不動産・ 配当・その他等	確定申告書〈第一表・第二表〉（控）で受付印にかわるもの提出（令和 6 年分）（コピー） ※令和 7 年 1 月から受付印について変更あり【次頁の※受付印についてを参照してください。】 ※確定申告書の第 2 表の「所得の内訳」欄に「別紙のとおり」と記載がある場合は、別紙（「所得の内訳書」）を添付してください。 ※給与収入がある場合は、源泉徴収票の提出も必要
給与以外	起業・開業等をした場合	収支内訳（見込）申告書（様式 3）と帳簿のコピーなど計算の根拠になる書類
	祖父母等からの援助金	援助の年額証明（様式自由、原則援助者作成）
	生活保護扶助費	保護決定（変更）通知（1 ヶ月の受給金額記載）（コピー）
	養育費	養育費の年額証明（様式自由、原則養育費を受け取っている父又は母が作成。作成日、作成者氏名、押印要。）
	無収入	無職・無収入にかかる申立書（様式 1） ※専業主婦なども本様式の提出は必須。

【特記事項】

※2024/01/02 以降、転職や収入が大きく変わった場合は、給与支給（予定）証明書（様式 2）を提出してください。パート等で賞与がない場合は、直近 3 ヶ月程度の給与明細のコピーでも可。書類提出期限までに上記を提出できない場合は、前年の収入で審査しますので、前年の収入証明書を提出してください。

※収入が少ない又は無収入のため確定申告をする必要がない等の理由から、税の申告を行っていないために「（非）課税証明書」を提出できない場合は、「市民税・県民税申告書」（控）のコピーを提出（収入や所得がある場合は、計上のこと）

※必要に応じ、その他の書類の提出を求める場合があります。

【中途就・退職記載のある源泉徴収票】

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 氏名 氏名(フリガナ) 氏名(役職名) 京大 父	支払金額 8,309,654	給与所得控除後の金額 6,278,688	所得控除の額の合計額 3,072,448	源泉徴収税額 320,600
控除対象配偶者の有無等 配偶者特別控除の額 控除対象扶養親族の人数 障害者の数 社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 地震保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の額	国民年金保険料等の金額 配偶者の合計所得 新生命保険料の金額 旧生命保険料の金額	合算医療保険料の金額 国民年金保険料の金額 国民年金保険料の金額 国民年金保険料の金額	合算医療保険料の金額 国民年金保険料の金額 国民年金保険料の金額 国民年金保険料の金額	合算医療保険料の金額 国民年金保険料の金額 国民年金保険料の金額 国民年金保険料の金額
中途就・退職 就職退職年月日 明大 昭平 年 月 日	年齢者 年 月 日 明大 昭平 年 月 日	年齢者 年 月 日 明大 昭平 年 月 日	年齢者 年 月 日 明大 昭平 年 月 日	年齢者 年 月 日 明大 昭平 年 月 日

父の「給与」欄に「830」と記入

「中途就・退職欄」に月日が記載されている場合
→源泉徴収票ではなく、申込日現在の状況の証明書類が必要です。

【確定申告書】

令和 7 年 2 月 16 日 令和 6 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 B

本人番号
京大 母

収入金額等
1752280

税
1484318

△120000

確定申告書に「受付日時」「受付番号」の記載があれば可。

下記「※受付印について」をご確認ください。

・E-TAX利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウトしてください。
・リーフレットを提出する。

母の「給与」欄に「175」と記入

母の「給与以外」欄に「148」と記入
※マイナスの場合は「0 (ゼロ)」
(相殺しない)

個人番号はすべて番号を隠してコピーすること！！

※受付印について

令和 7 年 1 月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつが行われなくなることですので、収受日付印の代わりとなるものご提出が必要となります。

①e-Taxによる申告・申請手続(電子申告)をした方。
→確定申告書に受信日時等が印字される、又は e-Tax で申告等データの送信が完了した後、送信されたデータの受信通知がメッセージボックスに格納されます。受信通知では、申告書等を提出した者の氏名又は名称、受付番号、受付日時等を確認することができます。

②税務署の窓口・郵送で申告した方
→窓口で交付される「リーフレット」(申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したもの)のコピーをご提出ください。

上記のいずれも用意できない方...

→「還付金がある方は「還付金振込通知書」のコピーをご提出ください。

・5月1日以降に PDF ファイルを取得のうえ、コピーをご提出ください。(マイナンバーカードが必要)

<https://www.nta.go.jp/about/disclosure/kojinjoho/pdf/0022005-014.pdf>

・6月以降に発行される最新の課税(所得)証明書
令和 7 年度(令和 6 年分)のコピー

配偶者のマイナンバー

扶養親族のマイナンバー

事業専従者のマイナンバー

16歳未満の扶養親族のマイナンバー

【（家族の中に障害がある人がいる場合のみ）該当者の身体障害者手帳等の写し※】

※手帳等は、顔写真・本籍等の部分を覆ってコピーしたものを提出してください。（氏名、生年月日が分かる部分の写し）

障害のある人	証明書類（提出は写し）
身体障害のある人又はこれに準ずる人	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、身体障害者手帳交付申請書等のいずれか
常に就床を要し複雑な介護を要する人 （要介護2以上）	介護保険要介護認定等決定通知書、又は介護保険被保険者証（いずれも要介護状態区分が記載されていること。） ※申請中の場合は、診断書（6か月以上継続し、複雑な介護を要することが記載されているもの）
精神上の障害のある人 又はこれに準ずる人	診断書、又は各種手帳等の写し※有効期限も確認します。
知的障害のある人と判定される人	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神衛生センター若しくは精神衛生鑑定医の判定書、療育手帳
公害疾病の認定を受け当該疾病による身体上の障害のある人	法律による該当者の証明、又は診断書
原爆被爆により身体機能に障害のある人	被爆者手帳、又は診断書（いずれも障害の程度が記載されていること。）

提出書類チェックシート

学生番号	氏名		電話番号	
必要書類	対象者	注意事項	学生 チェック欄	大学 記入欄
①CFプロジェクト奨学金申込書	全員	※両面（長辺とじ）印刷したもの（必ず署名）		
②家計支持者（父母）の収入に関する証明書（コピー）	全員	令和6年分（源泉徴収票、確定申告書等） 募集要項【別紙】申込書類における証明書についてを必ず読むこと	父 母	父 母
③家計支持者（父母）の課税（所得）証明書または、非課税証明書（コピー）	全員	令和6年度(令和5年分)所得と課税(非課税)が記載されていること ※無職でも必要 ※『給与所得に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定の変更通知書』は不可	父 母	父 母
④振込口座の通帳（コピー）	全員	申請者本人の振込先の口座情報が記載されている部分 ※Web通帳の場合は、キャッシュカードの写しではなく、Webの口座情報の画面を印刷（スクリーンショットでも可）して提出してください。		
⑤身体障害者手帳等（コピー）	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合		
⑥被災（り災）証明書（コピー）	該当者	火災・風水害等による被災世帯に該当する場合		
〔様式1〕無職・無収入に係る申立書	該当者			
〔様式2〕給与支給（予定）証明書	該当者			
〔様式3〕収支内訳（見込）申込書と帳簿のコピーなど計算の根拠となる書類	該当者			

↓書類に不備があった場合↓（大学使用欄）

不足・不備の抛類の本人への連絡	対象者	備考	連絡日		備考
①CFプロジェクト奨学金申込書	全員		／	mail・tel 担当	
②収入証明書	全員		／	mail・tel 担当	
③課税（所得）証明書（コピー）	全員		／	mail・tel 担当	
④振込口座の通帳（コピー）	全員		／	mail・tel 担当	
⑤身体障害者手帳等（コピー）	該当者		／	mail・tel 担当	
⑥被災（り災）証明書（コピー）	該当者		／	mail・tel 担当	
⑦	該当者		／	mail・tel 担当	
⑧	該当者		／	mail・tel 担当	

1回目		2回目			3回目			P PW	
受領日	受領者	／			／			P	PW
		不	C	P	不	C	P	/	/

備考

学 生 番 号	学 生 氏 名

年 月 日

無職・無収入にかかる申立書

1. 私は 年 月より無職・無収入であることを申し立てます。

（注意）家計支持者（原則父母）が無職・無収入である場合の申立書ですので、申請者、両親等の扶養下にある兄弟姉妹等は提出の必要はありません。

申立人氏名 印 （申請学生との続柄： ）
（自署・押印。スタンプ印不可）

2. 以下の項目について、全て「無し」にチェックした方のみ、この様式1を提出してください。

収 入	有 無 (5月1日現在)	「有り」にチェックした方
①雇用保険	☐ 有り ☐ 無し	雇用保険（失業給付金）を受給中の場合は、「雇用保険受給資格者証（第1面～第4面まで）（写）」を提出してください。
②親戚・知人等からの援助	☐ 有り ☐ 無し	援助額（年額）についての親戚・知人等の申立書（様式自由）を提出してください。
③年金 （老齢・共済・遺族・障害・企業・個人年金等）	☐ 有り ☐ 無し	最新の年金振込通知書のコピー 又は 年金額改定通知書のコピー（いずれも受給者名・金額が記載されていること）を提出してください。源泉徴収票不可。
④生活保護	☐ 有り ☐ 無し	保護決定（変更）通知書のコピー 又は 生活保護受給証明書のコピー（いずれも扶助料額が記載されていること）を提出してください。
⑤その他収入	☐ 有り ☐ 無し	募集要項【別紙】で、どの収入に該当するかや提出書類を確認してください。

3. 事情

（①無職である事情、②現在の生活状況（現在の生活費の出所）、③前職からの経緯（前職業・退職年月日等）等詳しく書いてください。）

学 生 番 号	学 生 氏 名

給与支給（予定）証明書

●給与支給責任者の方へ、記入上のお願い

- ・以下①～⑥を記入してください。必ず雇用先の方が記入してください。
- ・示している期間を通常に勤務した場合に、支払が見込まれる金額をご記入ください。
また、期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、備考欄に在職期間も併せてご記入ください。

①就業者氏名												
②就職年月日（再雇用・雇用契約変更等の場合はその年月日を記入してください）												
年 月 日												
③職 種（□にチェック）												
☐ 正社員 ☐ パート ☐ アルバイト ☐ その他（ ）												
④基準日（2025年5月1日）より一年間の支払額合計（予定）												
※賞与がある場合は、支払額年間合計に賞与を含めてください。〔平均月額×〇ヶ月+賞与=支払額年間合計〕 ※支払額年間合計には、 <u>通勤手当を含めない</u> でください。 ※年度ごとに更新がある場合（講師等）は、その年度での年収を計上し、契約期間を備考欄に記入してください。												
支払額年間合計（予定） _____ 円												
〈参考〉 <table border="1"> <tr> <td>平均月額</td> <td rowspan="2">×</td> <td>労働月数</td> <td rowspan="2">+</td> <td>賞与</td> <td rowspan="2">=</td> <td>支払額年間合計(予定)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平均月額	×	労働月数	+	賞与	=	支払額年間合計(予定)					一致すること
平均月額	×		労働月数		+		賞与	=	支払額年間合計(予定)			
⑤備考 ※期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、下記に在職期間をご記入ください。												

⑥上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

（給与支給責任者）

所 在 地

事 業 所 名

氏 名

印

問い合わせ先電話番号

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆

収支内訳（見込）申告書

〔様式3〕

（昨年1月2日以降に開業・起業等した場合）

就業者氏名		開業等年月日	
		年 月 日	
開業から現在までの労働期間（実績）			
____年__月__日 ～ 2025年4月まで 労働月数（__）ヶ月			
上記期間における収支の内訳			
収入金額	収入（売上）金額	①	千円
	家事消費	②	千円
	その他の収入	③	千円
	計（①+②+③）	④	千円
売上原価		⑤	千円
差し引き金額（④－⑤）		⑥	千円
経 費	通信費	ア	千円
	交通費	イ	千円
	水道光熱費	ウ	千円
	減価償却費	エ	千円
	地代家賃	オ	千円
	給料賃金	カ	千円
	その他 （ ）	キ	千円
	計（ア～キの合計）	⑦	千円
所得金額（⑥－⑦）		千円	

上記のとおり申告します。

年 月 日

（証明者）

所 在 地

事 業 所 名

氏 名

印

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆

以下、奨学金申請者記入欄

上記の証明をもとに以下の計算式から年間所得金額を推算してください。

（ 上記で算出した「所得金額」 ÷ 労働月数 ） × 12 = _____ 千円

学生番号

氏名

課税（所得）証明書・年金通知書の証明書類（例）

★課税（所得）証明書

- ・令和6年度（内容は令和5年分）の証明書を提出してください。
- ・所得の内訳、課税額、控除が掲載されている証明書を提出してください。（省略不可）

☆市・府民税課税証明書【全項目証明】（所得金額と課税額と控除の内訳の証明）

市・府民税課税証明書

納税義務者 住所 氏名

年度 令和 年度 (令和 年分所得)

合計所得金額 総所得金額等 収入金額 給与 公的年金等

税額 市民税 府民税

所得割額 均等割額 年税額

所得の内訳 総所得 (内給与) 土地等事業雑 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株配当等 先物取引所得 山林 退職

本人該当 特別障害者 その他障害者 寡婦 ひとり親 勤労学生

扶養該当 配偶 同居老親等 老人扶養 特定扶養 16歳未満 その他扶養 同居特別障害 特別障害 その他障害

所得控除額 雑損 医療費 社会保険料 小企共済掛金 生命保険料 地震保険料 障害ひき 配偶者特別 配偶者 扶養 基礎

課税標準額 総所得 土地等事業雑 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株配当等 先物取引所得 山林 退職

税額控除額 調整 配当 寄附金 住宅借特別 外国 配当株譲渡割

※給与所得は所得金額調整控除後の額です。 本人、扶養該当欄の★印は該当する事を示します。

その他の事項

上記のとおり証明します。 令和 年 月 日 京都市長

☆納税証明書(提出不可)

これは課税証明書ではありません。

納税証明書 (その1・納税額等証明書)

住所(所在地) 京都市千代田区南宮町3丁目1-1

氏名(氏名) 氏名(住所) 氏名(住所) 氏名(住所)

代表者 代表取締役 氏名(住所)

税額 消費税及地方消費税

年度及び区分 納付すべき税額 納付済額 未納税額 法定納税期等

(注) 平成18年 1月 1日 (第1) 平成18年 1月 1日 1月 1日 1月 1日 1月 1日

(注) 消費税及地方消費税の納付すべき税額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税額更正もしくは延滞税(国税事務 所)の徴収による更正等により異動を生じる場合があります。

☆給与所得に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(提出不可)

これは課税証明書ではありません。

令和 年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得 給与収入 5436629 主たる給与 3908800 所得区分 1A 3908800

所得 社会保険料 543663 配偶者特別 0 小規模企業共済 0 扶養 330000 生命保険料 70000 基礎 430000 地震保険料 22000 雑損 0 障害・寡・ひ・勤 0 医療費 11530 配偶者 330000 所得控除合計 2B 1737193

課税標準 総所得 3A 2171000 山林所得 0 分離短期譲渡 0 分離長期譲渡 0 株式等の譲渡 0 上場株式等の配当 0 先物取引 0

扶養等該当区分 本人該当区分 扶養等該当区分 本人該当区分 扶養等該当区分 本人該当区分

⑤には寄附金税額控除額11,674円、住宅借入金控除額97,050円が含まれます。

市 民税 府民税 特別徴収税額 173680 税額控除額 88979 所得割額 84700 均等割額 3500 税額控除額 43420 税額控除額 22245 所得割額 21100 均等割額 1800 特別徴収税額 111100 控除不足額 0 既充当額 0 既納付額 0 前払金 111100 変更前税額 111100 増減額 (8)-(9) 0 変更月 1月

住所 京都市千代田区南宮町3丁目1-1

受取番号 200000

住所が相違する場合は、下段に記載の市税事務所へご確認ください

☆市・府民税所得証明書(所得金額の証明) (提出不可)

課税情報の記載がないため不可

市・府民税所得証明書

見本

納税義務者	住所 氏名
-------	----------

記

年度	合計所得金額	0円	所得の金額の内訳
令和 年度 (令和 年分)	総所得金額等	0円	総所得 内給与所得 土地等の事業・雑 分贈長期譲渡 分贈長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引に係る雑所得等 山林 退職
	収入金額		
	給与	0円	
	公的年金等	0円	
	その他の事項		

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日
京都市長

☆市・府民税課税証明書【課税額証明】(課税額の証明) (提出不可)

収入情報の記載がないため不可

市・府民税課税証明書

見本

納税義務者	住所 氏名
-------	----------

記

年度	市民税所得割額	0円	市民税均等割額	0円	年税額
令和 年度	府民税所得割額	0円	府民税均等割額	0円	0円
	その他の事項				

(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額

所得割額	市民税
	0円

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日
京都市長

☆市・府民税課税証明書【課税標準証明】(課税額と課税標準額の証明) (提出不可)

収入情報の記載がないため不可

市・府民税課税証明書

見本

納税義務者	住所 氏名
-------	----------

記

年度	課税標準額	0円	課税標準額の内訳
令和 年度	総所得金額等	0円	総所得 内給与所得 土地等の事業・雑 分贈長期譲渡 分贈長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引に係る雑所得等 山林 退職
	収入金額		
	給与	0円	
	公的年金等	0円	
	その他の事項		

上記のとおり証明します。
令和 年 月 日
京都市長

- ・最新（令和6年6月1日以降発行分）の証明書を提出してください。
- ・共済・遺族・障害・企業・個人年金等も書類の提出が必要です。

[illegible][illegible]

国庫年金・厚生年金保険・生命保険決定通知書									
氏名等欄		印鑑							
国庫年金第一号（普通）		国庫年金第二号（特別）							
氏名		姓		名		姓		名	
生年月日		年		月		日		年	
性別		男		女		男		女	
住所		〒							
職業				業		種		別	
勤務先		〒							
勤務先名称		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							
勤務先住所		〒							
勤務先電話番号		〒							

年金支払通知

このお知らせについて

○ 既に年金が決定されたことにより、額・支払額をお知らせするものです。

○ お支払いする額が変更となった場合は、改めてお知らせします。

年 月 年 月 各満期月の年金支払

年金証書の通称年金番号・年金コード		年 月 の支払額 (1月～4月)	
年 金 の 種 類		円	
通 込 先・支 払 先		年 2 月 年 4 月 の 各支払月毎の支払額	円 円
銀行・会庫・信用 金店			

基準(支払額内訳書)の各項目の数値に対応しています。

【 支払額の項目別内訳表 】

項目	内 容	年 1 月の支払額		年 2 月から 年 4 月の各支払月の支払額	
		円	円	円	円
1	定 期 支 払 額	円	円	円	円
2	通 込 分 の 支 払 額 (一括払)	円	円	円	円
	社会保険料額	円	円	円	円
	介護保険料額 国民健康保険料 県/額 後期高齢者医療保険料額	円 円 円	円 円 円	円 円 円	円 円 円
3	繰 上 振 込 額	円	円	円	円
	個人 住 民 税 所 属 額	円	円	円	円
4	支払総額	円	円	円	円
	支払総額	円	円	円	円

○ 納税日の15日に定期的にお支払いする額です。15日が休日の場合は、直前の会館休館日の営業日です。16日からは後払いです。例えば、2月分・3月分は4月にお支払いします。

○ 過去にさかのぼって年金が決定・変更された場合は、定額支払額とは別にお支払いする額です。

○ 過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、訂正より変更となった年金額の合計額です。

○ 遅延特例加算金が書かれている場合は、1月、2月が表示されています。

○ 保険料(税)額は、市町村からの依頼に基づき年金から特別徴収する額を記載しています。

○ おそれいりますが、年金から特別徴収する保険料(税)額及び個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市町村にお願います。

○ 今まで取り扱われていた年金額を過去にさかのぼって変更した場合は、これまでに支払済だった年金額または、過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、これまでにお支払いした年金額は記載していません。

○ 年金を過去にさかのぼって変更したために、これまで支払済だった年金額が支払総額として、お返しいただくようお願いいたします。

○ お返しいただく額が多い場合、分割でお返しいただくこととなります。そのため、今回のお支払いでお返しいただく額と次回以降のお支払いでお返しいただく額とに分けてあらわしています。

年 月 日

厚生労働省
百番文書支出
厚生労働省年金課年金課企画課

[illegible]

☆年金証書(令和6年6月以降発行分)

☆年金決定通知書・支給額変更通知書

国民年金・厚生年金保険年金証書									
年金の種類		基礎年金番号		年金コード					
支給開始年月日 受給者の生年月日 年 月 日 受給権を erworbenした年月 年 月 日 上記のとおり、国民年金法による年金付給・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証明する。 厚生労働省									
印									
I 厚生年金保険 年金決定通知書									
1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 厚生年金 厚生年金保険法									
2. 年金の内訳									
支払開始年月		最も少ない年金額(円)		加算率(%)		積上り・繰下りの差額(円)		支払停止時期(円)	
元号	年 月			(円)		(円)			
支払停止理由		支払停止期間		年 月 — 年 月 まで					
3. 加入期間の内訳									
加入期間		月数		厚生年金保険の加入期間の種類					
①厚生年金制度への加入期間		月		①平成15年3月までの期間		月数		平均標準報酬額(円) (20万円未満の場合)	
②厚生年金制度からの脱退期間		月		②平成15年4月以降の期間		月		円	
③年金保険の脱退から再開期間		月		③平成15年3月までの厚生年金基金加入期間		月		円	
④再就職後期間		月		④平成15年4月以降の厚生年金基金加入期間		月		円	
⑤年金保険免除期間		月		⑤昭和40年3月までの内戻しに該当した期間		月		円	
⑥みなされた期間		月		⑥昭和40年4月～平成3年3月の既内戻しに該当した期間		月		円	
⑦年金未納期間		月		⑦昭和40年3月までの既内戻しである厚生年金基金期間		月		円	
⑧昭和40年1月～平成3年3月の既内戻しであった厚生年金基金期間		月		円					
4. 加算率計算書記載者名の内訳									
加算率適用対象配偶者 (世帯主) 人									
II 国民年金 年金決定通知書									
1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 基礎年金 国民年金法 第 条 の									
2. 年金の内訳									
元号		年 月		最も少ない年金額(円)		加算率(%)		積上り・繰下りの差額(円)	
				(円)		(円)			
支払停止理由		支払停止期間		年 月 — 年 月 まで		加算率適用基準 人			
3. 年金の計算の基礎となった保険料納付記録期間等の内訳									
国民年金の保険料納付記録期間等		納付		月 4分の1免除 月 ()		厚生年金保険		月 月	
		免除		月 ()		国民年金・厚生年金の両方に免除されている記号等の期間		月 月	
		(付加)		月 4分の1免除 月 ()		国民年金		月 月	
		全額免除		月 ()		共済組合		月 月	
※ 国民年金の保険料納付記録期間等の第1号期間における免状期間のうち、月数は平成23年3月迄の月数です。									
III 障害基礎年金の障害状況									
障害者の基礎年金の基礎年金		障害の種類		種 号					
		障害等級		級 号					
		支障診断書提出年月		年 月 月					
市町村事務の情報は、裏面をご覧ください。									
年 月 日									
様 へ 上記のとおり決定しましたので通知します。									
厚生労働大臣 印									

[illegible]

☆公的年金の源泉徴収票(提出不可)

年度途中での支給開始や停止、金額の変更があってもわからないため

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票														
支払を受ける者		住所又は居所												
		(フリガナ)		生年月日					年金の種類					
		氏名												
区 分				支 払 金 額					源 泉 徴 収 額					
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分				円					円					
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分				円					円					
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分				円					円					
所得税法第203条の3第7号適用分				円					円					
本 人				源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数	障害者の数		非居住者である親族の数	社会保険料の額	
特別障害者	その他の障害者	ひとり親	専従	一般	老人	特定	老人	その他		特別	その他			
						人	人	人	人	人 (人)	人	人	円	
源泉控除対象配偶者		(フリガナ)	氏名					区 分	(摘要)					
控除対象扶養親族		(フリガナ)	氏名					区 分						
		(フリガナ)	氏名					区 分						
		(フリガナ)	氏名					区 分						
16歳未満の扶養親族		(フリガナ)	氏名					区 分						
		(フリガナ)	氏名					区 分						
		(フリガナ)	氏名					区 分						
		(フリガナ)	氏名					区 分						
		(フリガナ)	氏名					区 分						
		(フリガナ)	氏名					区 分						

支払者 法人番号 6000012070001
 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長

印
10mm

年間振込回数がわかる書類も添付すること

郵便はがき

年金ご送金のお知らせ



年金後納郵便

親展

年金産業株式会社 退職年金規約 下記金額を お手続さいたしましたので、三井住友信託銀行に ご振合番号	に基づき、毎年4月期支払分として、 毎月の日にご送金するよう させていただきます。あきらめず。 三井住友信託銀行
--	---

年金支払額 所得控除額 差引支払額	200,000 円 15,000 円 185,000 円
--	---

ご送金方法

銀行名 支店名 預金種目 ☐ 当座 ☒ 定期 ご送金額	三井住友信託銀行 本店営業部 普通 1234**** 185,000 円
---	---

受取人名

年金産業株式会社

(TEL) 999999999999

(P69AJ6107) 12N0000004#

贈出人



三井住友信託銀行
TRUST BANK OF JAPAN
年金信託部
年金信託課
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL. (03)332-4332

0000004

この部分からすっきりとはして中を見てください。

個人情報保護のために口座番号の一部を「※」表示しております。

[illegible]

①の振込通知書部分が必要。②の源泉徴収票のみの提出は不可。

1 年間保存してください

1 企業年金連合会老齢年金払込通知書

年 月 日

令和 年中の年金の支払予定を次の通りご案内いたします。

1. 年金の支払予定年月日 ※現況届のご提出は不要です。

支払年月日()内は支払の対象となった月				単位：円
	全 額	74,017	支払調整額	0
	所収税額	0	差引支払額	74,017
	税額調整額	0		
	全 額	74,017	支払調整額	0
	所収税額	0	差引支払額	74,017
	税額調整額	0		
	金 額	74,017	支払調整額	0
	所収税額	0	差引支払額	74,017
	税額調整額	0		
	全 額	74,017	支払調整額	0
	所収税額	0	差引支払額	74,017
	税額調整額	0		
	金 額	74,017	支払調整額	0
	所収税額	0	差引支払額	74,017
	税額調整額	0		
	全 額	74,017	支払調整額	0
	所収税額	0	差引支払額	74,017
	税額調整額	0		
	金 額	74,017	支払調整額	0
	所収税額	0	差引支払額	74,017
	税額調整額	0		

株 式 有 限 公 司

親展 重要

大切なお知らせですので、記載内容をよくお読み下さい。

企 業 年 金 連 合 会

〒101-0011 東京都千代田区△△ビル10階
 お電話 0120-00-0000 年金相談室
 ◎FAX・IP・因特ネットからは「0120-00-00〇〇」にお電話ください。
 URL http://www.xxxxxxxx.co.jp
 (①の方の順にゆくりと読んでください。)
 (誤読している場合はおかしてから改めて下さい。)

発行日 ●月●日

2. 振込先 金融機関預金口座

銀行 ●●支店 口座番号 0000*****

2. 年金証書番号 0000***00****

支店番 〒101-0011 東京部△△ビル10階

年金
連合会
理事
長印

企 業 年 金 連 合 会 理 事 長

2 この「源泉徴収票」は、年中 企業年金連合会から年金を受けられた方に対して交付するものです。

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

氏名		生 年 月 日	
区 分	支 払 会 額	源 泉 徴 収 額	
所得税法第203条の3第1号適用分			
所得税法第203条の3第2号適用分			
所得税法第203条の3第3号適用分		0 円	
本 人	控除対象配偶者の有無等	扶養親族の数	障害者数(本人以外)
特別 扶養 親族	有 無	老人控除対象配偶者	特定老人 特別 障害者
(概要)年金派付番号 B090****00**			
支 払 会	所 在 地	〒101-0011 東京都千代田区△△ビル10階	
名 称	企業年金連合会理事長		

☆ねんきん定期便(提出不可)

これまでの保険料納付額・年金加入期間が記載されている書類。年金受給額がわからないため不可。



**年金機構
郵便**

親 展

照 会 番 号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

※お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください。

老齢年金を受給しながら、国民年金および厚生年金保険に加入している皆さまにも、年金加入記録に関する情報をお知らせしています。

※年金受給額に関する情報は、「年金振込通知書」「年金減収定通書」などににより、お知らせします。

お客様へのお知らせ

この定期便は、下記時点のデータで作成し、下記時点の前々月までの記録をお知らせしています。納付記録がデータに反映されるまで日数がかかることがあります。

国民年金および一般厚生年金期間

公務員厚生年金期間 (国庫公債・地方公債)

私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)

「ねんきん定期便」の取方は
ねんきん定期便 見方

(https://www.nenkin.go.jp/service/nenkin/oroku/torikumi/taishin/taishin.html)

※お申し込みは、
照会番号が必要です。

「ねんきんネット」をご存じですか？

- 「ねんきんネット」の便利な機能
 - ・「働きながら年金を受け取る場合の年金受給額の試算
 - ・電子版「年金の支払に関する通知書」の確認
 - ・通知書の再交付申請 など
- 「ねんきんネット」で持ちまま不明記録検索ができます（つくならた方の年金記録を含む）
- 「ねんきんネット」の「利用登録」には2つの方法があります。
 - ① マイナンバーからログイン（ねんきんネットユーザーIDと暗証番号）
 - ② マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーのトップ画面の「ねんきんネット」ボタンからご利用登録いただけます。
 - ③ ねんきんネットのユーザーID取得

基礎年金番号と、この定期便でお知らせする「お客様のアクセスコード」で日本年金機構ホームページからご利用登録いただけます。

※基礎年金番号が年金加入時に受け取る10桁の番号です。

詳しくは **ねんきんネット** 

<https://www.nenkin.go.jp/nnt/nnt/>

スマートフォンでのご利用登録はこちら ➔

https://www.3.jp/next/nextpage.jsp?cid=256_5976_2060_3935&id=1

1. これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金保険料（第1号被保険者期間）	円
(2) 厚生年金保険料（被保険者負担額）	
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

2. これまでの年金加入期間

国民年金（a）				船員保険（c）	年金加入期間 合計（a+b+c）		合算対象期間等（d）	受給資格期間等（a+b+c+d）
第1号被保険者期間 （保険料納付期間）	第3号被保険者期間 （保険料納付期間）	国民年金計 （保険料納付期間）	付付期間 納付月数	船員保険 納付月数	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月	月	月

厚生年金保険（b）

一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月

「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ先



0570-058-555

※0570は全国から電話でかけられる番号は **03-6700-1144**

【受付時間】
月 曜日 8:30～19:00
火～金曜日 8:30～17:15
第2土曜日 9:30～16:00

※お問い合わせは、12月2～9日・2月1日～2日を除く平日の午前10時～午後5時です。
※月曜日は翌日の営業。受付終了は19:00まで。

ねんきんネットの「お客様のアクセスコード」

※「お客様のアクセスコード」の有効期限は、本誌掲載後、3年です。

右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。





料金後納郵便

観展

基礎年金番号	私学共済の加入番号

「最近の月別状況です」の見方

国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	欄について
納付状況	保険料も納めた状態 (保険料が「未納」や「滞り」で支払えなかった場合も含む。)
3月	保険料が納められている状態 または「なんらかの滞り」の状態で納付が確認できない状態
第3号 可能保険料の滞り	
全額滞り	保険料が全額滞りした状態
半額滞り	保険料が半額滞りした。残りの半額を納めた状態
半額滞り	保険料が半額滞りしたが、残りの半額を納めている状態
3/4滞り	保険料が 3/4 滞りしたが、残りの 1/4 を納めている状態
3/4滞り	保険料が 3/4 滞りしたが、残りの 1/4 を納めていない状態
1/4滞り	保険料が 1/4 滞りしたが、残りの 3/4 を納めている状態
1/4滞り	保険料が 1/4 滞りしたが、残りの 3/4 を納めていない状態
学生滞り	学生滞り1年未満の場合は半額滞り手続が完了した状態
付置	付置期間が満了した状態
休費	国民年金を休費に入期間となり、保険料が納められていない状態 (学生滞り期間であり、学生滞り期間よりさらに長い期間があります。)
未加入	15歳以上の国民年金の納付義務がある、20歳未満に加入してない状態

※お問い合わせの際は、
基礎年金番号をお知らせください。

「最近の月別状況です」

下記の月別状況で国民年金の加入状況に「もしも滞り(留り)」があること、
月に1回遅延・滞りが多い場合、月(年)が変化したことがある場合、
国民年金および一般学生年金制度については、お近くの年金事務所、私学共済の事務センターについては、日本私立学校振興・共済事業団、各事務センターについては、KKF年金管理センターへお問い合わせください。

KKR

国家公務員共済組合同会 年金部

〒100-8082 東京都千代田区九段1-1-10 九段会館3階



KKRホームページ
https://www.kkr.or.jp/members/

※のマークは、国民年金滞りのための専用コードです。

※面を、ゆがとびはつて、ご覧ください
(画面にゆがみや、ゆがみがない状態であることを確認してください。)



料金後納郵便

観展

※お問い合わせの際は、
基礎年金番号をお知らせください。

「最近の月別状況です」

下記の月別状況で国民年金の加入状況に「もしも滞り(留り)」があること、
月に1回遅延・滞りが多い場合、月(年)が変化したことがある場合、
国民年金および一般学生年金制度については、お近くの年金事務所、私学共済の事務センターについては、日本私立学校振興・共済事業団、各事務センターについては、KKF年金管理センターへお問い合わせください。

「連合会からのねんきん定便についてのご案内」

「ねんきん定便」の詳細については、KORFホームページをご覧ください。

KORF ねんきん定便部 [（検索）](#)

この「ねんきん定便」は下記の条件で作成されています。
 までの年加入期間と表示されています。

国民年金の加入 一般学生年金期間	国民年金の加入期間 (国民年金加入、国民年金の加入)	国民年金の加入期間 (国民年金加入、国民年金の加入)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

「ねんきん定便」の見方は、

KORF ねんきん定便部 [検索](#)

全国年金相談会のご案内

連合会では、年金受給の状況や請求手続などの年金に関する様々なご相談に応じ、必要な書類を提出し、年金受給の手続きを行います。

詳しくは、KORFホームページをご覧ください。 [KORF 年金相談会](#) [（検索）](#)

○お問い合わせ先

KORF 年金相談ダイヤル 0570-080-658 (ナビダイヤル)
 0570-080-658 (ナビダイヤル) 03-3665-8155 (一般電話)
 受付時間 月～金曜日（土日祝・年末年始を除く）9:00～17:30
 ※お問い合わせの際は、電話の先の通話料がかかります。詳しくは、お電話ください。

・電話が通じにくい場合があるため、お電話の際は、お電話の通話料がかかります。

間違った内容で送られている場合は、十分に確認してから
 送付してください。

京都大学CFプロジェクト奨学金 よくある質問と回答 (Q&A)

質 問	回 答
CFプロジェクト奨学金は返済が必要ですか。	返済不要の給付型奨学金です。
独立生計について	原則、父母等の収入で申請してください。ただし、父母等の年収より本人及び配偶者の年収が上回る場合は、別途、奨学掛までご相談ください。
早期卒業について	申請可能です。ただし、卒業できない結果となった場合は速やかに申し出てください。その場合は採用内定者であっても対象外となります。
留学中ですが申請できますか。	留学中でも申請は可能です。ただし、留学状況（在籍状況や期間）について奨学掛までお知らせください。場合によっては、申請できないこともあるのでご了承願います。
リサーチフェロー（RF）ですが、CFプロジェクト奨学金も申請していいですか。	申請可能です。
法科大学院学生へ既修者として2年次に入学しましたが、専門職学位課程1年次在籍者として申請してよいですか。	申請可能です。採用になった場合は、2年次および3年次の支給となります。
成績基準を教えてください。	「募集要項」の学業基準をご確認ください。
標準修得単位数について教えてください。	標準修得単位数とは、卒業必要単位数を最短修業年限で修得できることが可能と予想される現学年時点の単位数とご理解ください。
Web登録の入力を間違えました。修正方法を教えてください。	Web登録を確定すると、ご自身ではシステム上での変更はできません。印刷した申込書の訂正箇所に直接赤で2重線を引き、署名か捺印のうえ、正しい情報を赤でご記入ください。
書類提出は郵送でも可能ですか。	可能です。書類提出期間中必着です。個別の受取連絡はしておりませんので、簡易書留などをご利用ください。
書類提出期間中に書類の用意が間に合いません。	原則、提出期間中に不備なく書類を提出してください。ただし、期日に間に合わない書類がある場合は、一度奨学掛へご相談ください。
専業主婦でも課税証明書は必要ですか。	必要です。
課税証明書を提出したら源泉徴収票や確定申告書などは不要ですか。	審査項目が異なりますのでどちらも提出が必要です。
年収は、どの金額を入力すれば良いですか。	課税証明書ではなく、源泉徴収票や給与明細、振込通知書、確定申告等をもとに給与、年金は支払金額（控除前）、営業は所得金額（経費等を引いた後）を入力してください。
最近、家計支持者が退職しました。	予約採用は申請年度の11月から1年間、在学採用は申請年度の5月から1年間の収入見込みを審査します。予約採用11/1、在学採用5/1より前に退職される分の証明書は不要です。失業手当、年金等を受給される場合は証明書類を、無収入となる場合は「無職・無収入にかかる申立書」を提出してください。

京都大学CFプロジェクト奨学金 よくある質問と回答 (Q&A)

1/1日時点で海外に住民票があったため、課税証明書などが発行されません。	「海外にいたことがわかる書類（氏名・滞在場所・海外滞在期間等が記載）のコピー」と「事情書（様式自由・該当者名/海外にいたため提出できない書類名を明記）」をご提出ください。
通帳のコピーの提出が必要ですが、通帳がありません。	Web通帳の場合は、キャッシュカードの写しではなく、Webの口座情報の画面を印刷（スクリーンショットでも可）して提出してください。
採用でも不採用でも結果通知はありますか。	結果を問わず、メール（KUMOIアドレス宛）にて通知を行います。
予約採用で申請して不採用だった場合、在学採用でも申請できますか？	申請可能です。
休学（休止）した場合、休止期間分は支援が延長されますか。	支援期間内において復学しなかったときは受給資格を失います。また、休学（休止）によって支援が延長されることはありません。
支援休止とならない留学とはどのようなものですか。	国費留学・国、地方公共団体からの助成による留学・私費留学・語学研修・総長がこれらの事由と同等以上の事由があると特に認めた場合は支援休止となりません。
休学时（休止中）の適格認定（学業）について、どの段階で審査されますか。	学業基準については休学期間を考慮し個別に判断します。
留学時の適格認定（学業）について、どのように審査されますか。	学業基準については留学後、単位互換申請にて本学の単位と認められた単位数及び留学時の学修状況も考慮し個別に判断します。

＊ ＊問い合わせ先 ＊ ＊

学務部 学生課奨学掛

[Mail:840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp](mailto:840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)